奈義町公告第３４号

入　札　公　告

一般競争入札（条件付き）を次のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び奈義町財務規則（平成４年奈義町規則第１５号。以下「規則」という。）第１０６条の規定に基づき公告する。

令和８年１１月１８日

奈義町長　奥　　正　親

１　競争入札に付する事項

（１）工事番号	第　１　号
（２）工 事 名	奈義町アートの森整備工事（第一期）
（３）工事場所	岡山県勝田郡奈義町豊沢地内
（４）工事概要	建築工事一式 ①地上２階建、木造＋ＲＣ造　延床面積２７３．７５㎡ ②地上２階建、木造　延床面積　９４．０５㎡ ③地上２階建、木造　延床面積　３１．２３㎡ 外構工事一式
（５）工事期間	本契約締結日から令和１０年２月２９日まで
（６）工事種目	建築一式工事
（７）予定価格	７６５，１４０，０００円（税抜）
（８）最低制限価格の設定	有
（９）契約保証金	要
(10) 支払条件	前金払　有　部分払　有

２　入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格条件をすべて満たした共同企業体で、かつ、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（１）共同企業体の資格条件

ア）構成員数は、２社とする。

イ）各構成員は、本件工事に係る入札において、同時に２以上の共同企業体の構成員になることができない。

ウ）構成員の出資比率がそれぞれ３０％以上であること。なお、代表構成員の出資比率は５０％を超えていること。

エ）現場代理人は、古民家等の既存建築物の改修を伴う美術展示施設の工事に従事した実績を有すること。前項の実績を有しない場合は、同等の工事経験及び専門的知見を有する者を外部アドバイザーとして参画させること。外部アドバイザーを配置する場合は、入札参加時にその旨を申告し、工事着手までに選任のうえ、その経歴、施工実績及び担当業務を発注者に報告すること。

（２）共同企業体の構成員の資格条件

ア）地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

イ）公告日から開札日までの期間中に、奈義町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領（以下「指名停止等要領」という）の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。民事再生法（平成１１年法律２２５号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと等、経営状態が著しく不健全であるものでないこと。

エ）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）の規定に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者であること。

オ）奈義町令和７・８年度の入札参加資格名簿に登録されている者であること。

カ）建築一式工事に係る特定建設業の許可を有すること。

（３）第１構成員（代表者）の参加要件

共同企業体の構成員の資格条件の他に次の要件に該当するもの。

・岡山県内に本社（本店）又は支店（営業所）を有すること。

・直近の経営事項審査における建築一式工事の総合評価値が１２００点以上かつ土木一式工事の総合評価値が１０５０点以上であること。

・平成２８年４月１日以降に日本国内で延床面積５００㎡以上の公共施設の新築又は改築工事等を元請けとして施工実績があること。（ＣＯＲＩＮＳで完了実績が証明されるものに限る。また、共同企業体による受注の場合は代表企業の実績に限る。）

・次の条件を全て満たす監理技術者又は主任技術者を本工事に専任で配置できるもの。

ア）当該工事の入札参加資格確認申請日以前に３か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であって、営業所等の専任技術者でない者であること。

また、他の工事に従事していない者でなければならない。ただし、本工事の入札参加資格確認申請書類の提出日において、他の工事に従事している者であっても、契約日以降に本工事に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うものとする。

イ）建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第４条の規定による一級建築士の資格を有するもの又は建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第２７条の３に規定する一級建築施工管理技士の資格を有するものであること。

ウ）監理技術者にあっては、建築工事業に係る監理技術者資格証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受けているものであること。

（４）第２構成員の参加要件

共同企業体の構成員の資格条件の他に次の①又は②の要件に該当するもの。

①・岡山県内に本社（本店）又は支店（営業所）を有すること。

・直近の経営事項審査における建築一式工事の総合評価値が１０５０点以上であること。

・次の条件を全て満たす監理技術者又は主任技術者を本工事に専任で配置できるもの。

ア）当該工事の入札参加資格確認申請日以前に３か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であって、営業所等の専任技術者でない者であること。

また、他の工事に従事していない者でなければならない。ただし、本工事の入札参加資格確認申請書類の提出日において、他の工事に従事している者であっても、契約日以降に本工事に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うものとする。

イ）建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第４条の規定による一級建築士の資格を有するもの又は建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第２７条の３に規定する一級建築施工管理技士の資格を有するものであること。

ウ）監理技術者にあっては、建築工事業に係る監理技術者資格証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受けているものであること。

②・奈義町内に本社（本店）を有すること。

・直近の経営事項審査における建築一式工事の総合評価値が８００点以上であること。

・次の条件を全て満たす監理技術者又は主任技術者を本工事に専任で配置できるもの。

ア）当該工事の入札参加資格確認申請日以前に３か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であって、営業所等の専任技術者でない者であること。

また、他の工事に従事していない者でなければならない。ただし、本工事の入札参加資格確認申請書類の提出日において、他の工事に従事している者であっても、契約日以降に本工事に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うものとする。

イ）建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第４条の規定による一級建築士の資格を有するもの又は建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第２７条の３に規定する一級建築施工管理技士の資格を有するものであること。

ウ）監理技術者にあっては、建築工事業に係る監理技術者資格証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受けているものであること。

３　入札参加手続き等

競争入札参加希望者は、次に掲げる提出書類を提出し、入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。

（１）提出書類及び提出方法

入札説明書による。

（２）提出先及び契約条項等に関する問い合わせ先（事務局）

奈義町役場地域整備課

住所：勝田郡奈義町豊沢３０６番地１

ＴＥＬ：０８６８－３６－４１１５
ＦＡＸ：０８６８－３６－６７８０
Ｅ－ｍａｉｌ：chiikiseibi@town.nagi.lg.jp

（３）提出期間

令和８年１１月１８日（水）～令和８年１２月１日（火）（土日祝日を除く、午前８時３０分から午後５時１５分まで）

４　設計図書の閲覧

設計図書（設計内訳書並びに設計図面）については、令和８年１１月１８日（水）から奈義町ホームページにて公表する。（ホームページアドレス：https://www.town.nagi.okayama.jp/）

５　入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を受けた者又はその構成員が、次のいずれかに該当するときは、本件工事に係る入札に参加することができない。

（１）２に定める資格条件を満たさなくなったとき。

（２）提出書類に虚偽の記載をしたとき。

６　入札及び開札

（１）入札及び開札日時及び場所

ア　日　時　令和８年１２月８日（火）午後１時３０分

イ　場　所　奈義町役場２０１会議室

（２）入札執行について

ア　郵送又は電子メール、ＦＡＸ等による入札は認めない。

イ　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ　第１回入札書と同時に当該入札金額の根拠となる工事費積算内訳書を提出すること。

エ　代理人をもって入札をしようとする者は、必ず委任状を提出すること。

オ　入札者は、提出した入札書の引換、変更または取り消しをすることができない。

カ　入札者は、入札書の記載事項につき抹消、訂正または挿入することができない。

キ　入札回数は３回までとする（２回目以降は工事費積算内訳書の提出は不要）。

ク　入札終了後、落札者は、課税事業者または免税事業者であることを明記した届出書を提出すること。

ケ　応札者が１者の場合でも入札は実施する。

（３）開札

開札は、入札の終了後直ちに入札者の立ち合いのうえ行う。

７　入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

（１）入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札、又は代理権のない者がした入札

（２）入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が認識しがたい入札

（３）入札者が２以上の入札をした場合におけるその者の全部の入札

（４）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する不正の行為によった入札

（５）公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札

（６）入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札

（７）入札書等を提出する場合に、６（２）に定める方法をとらない入札

（８）その他入札に関する条件に違反した入札

（９）前各号に定めるもののほか、入札説明書に定める方法によらない入札

８　落札者の決定

（１）予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、最低制限価格を下回った入札を行った者は落札者としない。

（２）落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退できない。

（３）最低価格入札者が内訳書審査において失格となった場合においては、予定価格の範囲内の最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）で、かつ内訳書審査において不備がない入札者を落札者とする。この規定は、落札者が決定するまで、順次行うものとする。

９　開札日の翌日から本契約締結までの間の取扱い

本件は、奈義町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年３月３０日条例第３号）第２条の規定に該当する契約に該当するため、仮契約を締結し議会の議決後に本契約とする。

ただし、落札者の決定から議会の議決日までの間に、落札者が指名停止等要領の規定に基づく指名停止を受けた場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当である場合は当該落札者を失格とし、当該入札の次順位者について、８に基づき新たな落札者を決定する。

10　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金　免除

（２）契約保証金については、契約締結と同時に契約金額の１００分の１０以上の額を保証する次のいずれかの保証を付すること。

ア　契約保証金の納付

イ　有価証券の提供

ウ　金融機関の保証

エ　前払金保証事業会社の保証

オ　公共工事履行保証証券による保証

カ　履行保証保険による保証

11　その他

（１）契約書作成の要否

要する。

（２）本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を本件工事の請負契約の相手方との随意契約を締結する予定の有無

無

（３）詳細は、入札説明書による。